

勝央町定住促進補助事業 (R6.04.01～受付開始分)

◎勝央町内に所在する空き家の流動化を促進し、本町人口の増加と地域経済の活性化を図るため、空き家を活用する者に対し、予算の範囲内において費用の一部を補助します。

【対象者】※勝央町空き家バンク制度登録者に限る

- ①5年以上暮らすための空き家を購入若しくは賃借または無償で使用する人であって、次の全てに該当する人
ア)生来町外に居住し、本町に定住の意思をもって移住しようとする人または移住後10年を経過しない人
イ)移住する世帯の世帯主は65歳以下の人であること
- ②10年以上賃貸または無償で①のア)、イ)すべてに該当する移住者へ使用させる空き家を所有する人

【補助金の額等】

【改修】

- ◇補助対象改修経費の総額に3分の1を乗じて得た額
- ◆補助金10万円から70万円以内(借主の場合)
 - ・改修工事費にともなう補助金上限50万円
 - ・中学生以下の子を養育する人 1人あたり加算10万円
- ◆補助金10万円から90万円以内(所有者の場合)

《借り主・所有者共通》

⇒工事費の額と補助金合計の額のいずれか低い額

- ◇町内の建築業者(個人事業主含む)が対象工事の施工業者であること
- ◆賃借等の契約成立後、6カ月以内に着手する工事であること
- ◇空き家の居住用に供する部分(店舗、倉庫等の用途に係るものを除く)に関し、機能回復のための修繕工事及び設備改善のための改修工事であること

【購入】

- ◇補助対象購入経費の総額(含む土地代)に2分の1を乗じて得た額
 - ◆補助金20万円から100万円以内
 - ・購入費にともなう補助金上限80万円
 - ・中学生以下の子を養育する人 1人あたり加算10万円
- ⇒ただし、購入費の額と補助金合計の額のいずれか低い額

【申請手順】



- ①申請書の提出
- ②現地調査及び書類審査
- ③補助金交付決定
- ④着工及び完成
- ⑤実績書の提出
- ⑥現地調査及び書類審査
- ⑦補助金額の確定
- ⑧補助金の支払い

◎ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

【用語の定義】

◇空き家

個人が自ら居住することを目的として建築し、現に居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む。)町内に存在する家屋で勝央町空き家バンク制度登録物件であること。

◇定住

永く住むことを前提に町内に住所を有し、生活の本拠を本町に置くことをいいます。

【助成対象改修経費】

- ◇台所、トイレ及び風呂の改修費用
 - ◆公共下水道への接続工事に要する費用
 - ◇その他、補助することが適当と認める機能回復のための修繕工事及び設備改善のための改修工事に要する費用
- ※岡山県移住・定住促進事業「空き家改修助成事業」に定める補助対象経費に準ずる経費



◎問い合わせ先: 勝央町役場総務部元気なまち推進室
〒709-4316
岡山県勝田郡勝央町勝間田201
電話0868-38-3111
E-mail: soumu@town.shoo.okayama.jp

